

京都市立芸術大学ホームページ作成システム（CMS）構築等業務委託に関する 提案の募集について

1 委託業務の目的

本学ホームページについては、リニューアル実施後（平成 23 年度）、アクセス数を堅調に伸ばしてきたが、ここ数年はサイト訪問者数が減少傾向を示しており、この傾向に歯止めがかかっていない状況である。この点については、

- ①サイトの見た目が長らく変化しておらずマンネリ化していること
- ②サイトの更新情報が一見しただけでは把握しづらいこと
- ③スマートデバイス向けサイトに関しては、写真が少なく、文字の多い簡素な構成となっており、スマートフォン・タブレットを多用する受験生などの若者の利用実態に合致していない

などの理由が考えられる。

とりわけ③については、サイトアクセス者に占めるスマートフォン・タブレット経由の者の割合が増加していることもあり、早急な対応が望まれることから、いわゆるレスポンシブデザインに対応するシステムへの更新を念頭に置いたサイト仕様の変更により、上記問題点を解消することを考えている。

これら問題点を解消することに加え、現行ホームページのデザインを、より魅力的に、また閲覧者が必要な情報により容易にたどり着けるデザインへと一新するとともに、技術的な知識のない職員でも容易にデザインに富んだホームページを作成・更新することが可能な CMS を開発・導入することにより、本学の情報発信力の強化を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

別紙 1 「京都市立芸術大学ホームページ作成システム（CMS）構築等業務仕様書」のとおり

3 契約上限額

金 6, 500, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 委託業務内容の実施に係る費用は全て、上記予算の範囲内とする。

※ ただし、年度別の契約上限額については、次表のとおりとする。

○年度別の契約上限額について

(単位：円)

年度	契約上限額	予定委託業務内容
30年度	4,500,000	CMS構築
31年度	2,000,000	データ移行, 職員研修等

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、法人で、本業務を実施するうえで人的かつ財産的な能力を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公共団体及びその他の公共団体、大学等において、CMSの開発に関する業務を受注した実績を有していること。
- (2) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 京都市の市税
 - エ 京都市の水道料金及び下水道使用料
- (7) 次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - ウ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

なお、複数の法人等が構成するコンソーシアムで応募する際には、すべての構成員が応募資格を満たしている必要がある。

5 参加表明書等及び企画提案書等の提出

(1) 参加表明書等の提出

次の書類を提出すること。

ア 提出書類（各 1 部）

（ア）参加表明書（様式 1）

（イ）会社概要（様式 2）

（ウ）コンソーシアムでの参加の場合は、役割分担を記載した書類（様式自由）

イ 提出期限

平成 30 年 9 月 28 日（金）午後 5 時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

※ 持参の場合は、上記の期間（土曜日、日曜日、祝日・休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時の時間帯に提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別紙 2「京都市立芸術大学ホームページ作成システム（CMS）構築等業務の委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」参照

イ 提出期限

平成 30 年 10 月 12 日（金）午後 5 時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

※ 持参の場合は、上記の期間（土曜日、日曜日、祝日・休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時の時間帯に提出すること。

(3) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定されている場合における特例

コンソーシアムを形成する際の契約は、事業者側で定めた代表幹事事業者と本法人の間で締結する。

また、コンソーシアムを形成して参加する場合は、（様式 6）「京都市立芸術大学ホームページ作成システム（CMS）構築等業務委託に係るコンソーシアム協定書」を提案書類提出時に併せて提出すること。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類はすべて返却しない。
- (カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。
その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問期限

平成30年9月14日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

平成30年9月21日（金）までに、質問者に関する情報は伏せたうえで、本学ホームページに回答を掲載する。なお他の応募事業者に関する質問には応じない。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び実施場所

実施日時及び実施場所は別途通知する（平成30年10月中を予定）。

(2) 注意事項等

- ア プレゼンテーションは、本委託業務実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。
- イ プレゼンテーションの実施時間は、30分とし、企画提案の説明時間は、20分程度、本法人からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とするが、トップページや更新作業画面のサンプル等を用意するなど提案内容がイメージしやすいよう工夫すること。
- オ プロジェクター及びスクリーンは本法人で用意するが、それ以外に必要なもの

ソコン等は提案者が用意すること。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

ただし、提案者が1者であり、その者の「技術点」及び「価格点」の合計が60点未満の場合は、その提案者とは契約せずに、再度プロポーザルの仕様を変更した上で提案を募集する。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本法人が設置する「全学広報委員会」において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、すべての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、書面をもって通知する。（平成30年10月下旬に発送予定）

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から平成31年3月31日まで（平成30年度契約）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（平成31年度契約）とする。

(4) 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本法人が承認した場合はその限りでない。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 委託料の支払

平成30年度終了後及び平成31年度終了後に、受託者の請求に基づき、委託料を支払う。

(7) 進ちょく管理

本法人は、適宜、進ちょく状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(8) かし担保責任

ア 本法人は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を委託金額を上限として請求することができるものとする。

イ 本法人は、本法人の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物のかしが本法人の支給品若しくは貸与品又は本法人の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウは、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

11 スケジュール

- 9月14日（金） 質問期限
- 9月21日（金） 質問回答期限
- 9月28日（金） 参加表明書等の提出期限
- 10月12日（金） 企画提案書等の提出期限

12 問い合わせ先及び提出先

〒610-1197

京都市西京区大枝沓掛町13-6

公立大学法人京都市立芸術大学総務広報課 担当：近西, 北川

電話：075-334-2200

FAX：075-332-0709

メール：kyogei_pr@kcua.ac.jp

(参考)

■ 刑法（抄）

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（賄賂）

第198条 第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

*第197条 収賄、受託収賄及び事前収賄

*第197条の2 第三者供賄

*第197条の3 加重収賄及び事後収賄

*第197条の4 あっせん収賄

■ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

2 第6条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。

3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

4 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

*第6条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。